



平成 25 年 12 月 13 日

会 社 名 北沢産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾崎 光行
(コード番号 9930 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 石塚 洋
(TEL. 03-5485-5020)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 13 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うとともに、投資家の皆さまがより投資を行いやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図るためであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 500 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 4 月 1 日

(参考) 平成 26 年 4 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

(4) 望ましい投資単位の考え方について

単元株式数を 100 株にすることにより、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条において望ましいと規定されている投資単位水準 5 万円以上 50 万円未満の範囲を下回ることが想定されます。

当社といたしましては、引き続き企業価値を向上させるべく、業績の向上に取り組み、東京証券取引所の投資単位水準に達するよう努めてまいります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>500 株</u> とする。 (新設)	第 2 章 株 式 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 附則 <u>第 8 条の変更は、平成 26 年 4 月 1 日をも</u> <u>って効力を生ずるものとし、効力発生まで</u> <u>は従前どおり次のとおりとする。</u> <u>第 8 条 当社の単元株式数は、500 株</u> <u>とする。</u> <u>なお、本附則は第 8 条の変更の効力発生</u> <u>をもって削除する。</u>

以 上